

様似町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

様 似 町

目 次

計画の概要	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 対象区域、対象建築物	2
5. 本計画の構成について	4
第1章 住宅および建築物の耐震化を取り巻く状況	5
1. 北海道における想定地震による建物被害	5
2. 様似町における想定地震による被害想定	7
第2章 耐震化の現状および目標	8
1. 耐震化の現状	8
2. 耐震化の基本方針	14
3. 耐震化の目標	15
第3章 耐震化の取組み方針	16
1. 町営施設における耐震化の取組み方針	16
2. 民間の建築物における耐震化の取組み方針	18
第4章 耐震化に向けた総合的な施策の展開方針	22
1. 耐震化に係る啓発活動	22
2. 総合的な安全対策など関連施策の推進	25

計画の概要

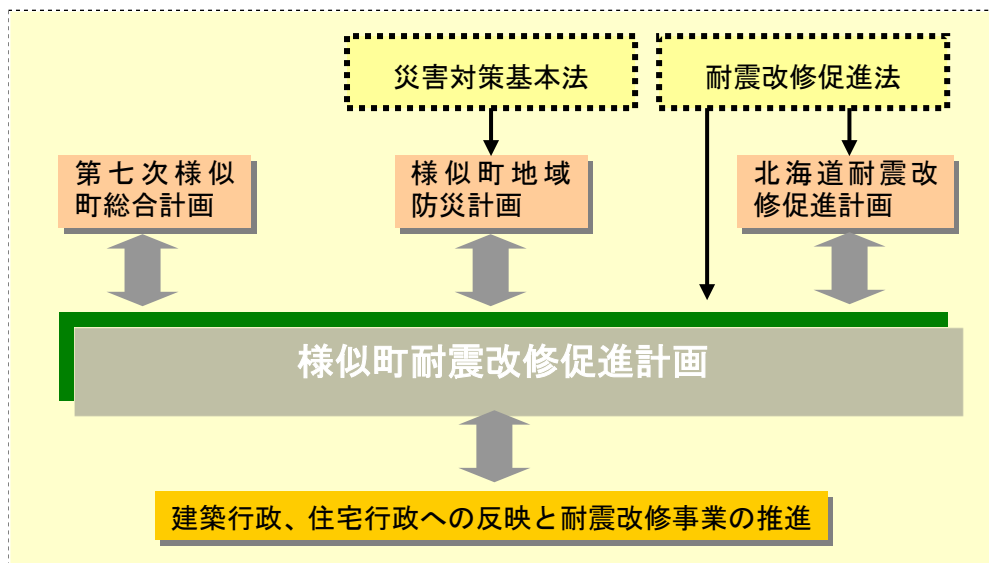
1. 計画の目的

様似町耐震改修促進計画は、町内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより地域の防災性を高め、震災から町民の生命および財産を守ることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 5 条第 7 項に基づき策定する計画です。

本計画は、北海道の耐震改修の基本方針を定めた「北海道耐震改修促進計画」の他、第七次様似町総合計画及び様似町地域防災計画等との整合を図り、様似町の住宅、建築物の耐震化を計画的に進めるものです。



【図 0-1 様似町耐震改修促進計画の位置づけ】

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 20 年度から 27 年度までの 8 年間とします。

なお、今後の社会経済状況の変化や関連計画の改訂等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

また、おおむね 5 年を目途に中間時点での実績等を把握することとします。

4. 対象区域、対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、様似町の全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において新耐震基準（※1）が施行された昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築された建築物のうち、表 0-1 に示す建築物とします。なお、建築物の分類を図 0-2 に示します。

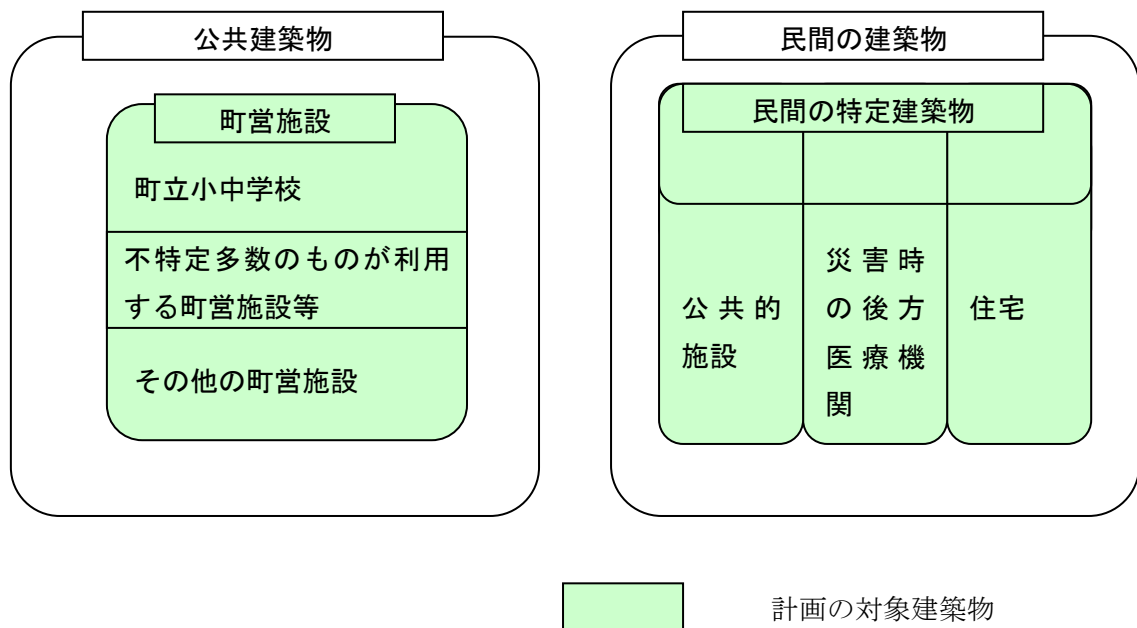
【表 0-1 対象建築物の一覧表】

種類	区分	内容
町営施設 ※2	町立小中学校	様似小学校、鶴苫小学校、様似中学校
	不特定多数の者が利用する町営施設 ※3	スポーツセンター、中央公民館
	その他の町営施設	公営住宅、町営住宅
民間建築物	公共的施設	なし
	後方医療施設	なし
	民間特定建築物	なし
	住宅	戸建住宅、共同住宅

※1: 中地震（震度 5 強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度 6 強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした現行の耐震基準をいいます。

※2: 利用者が継続的に利用しない建築物またはそれらに類する建築物は対象外となります。

※3: 耐震改修促進法第 6 条の特定建築物



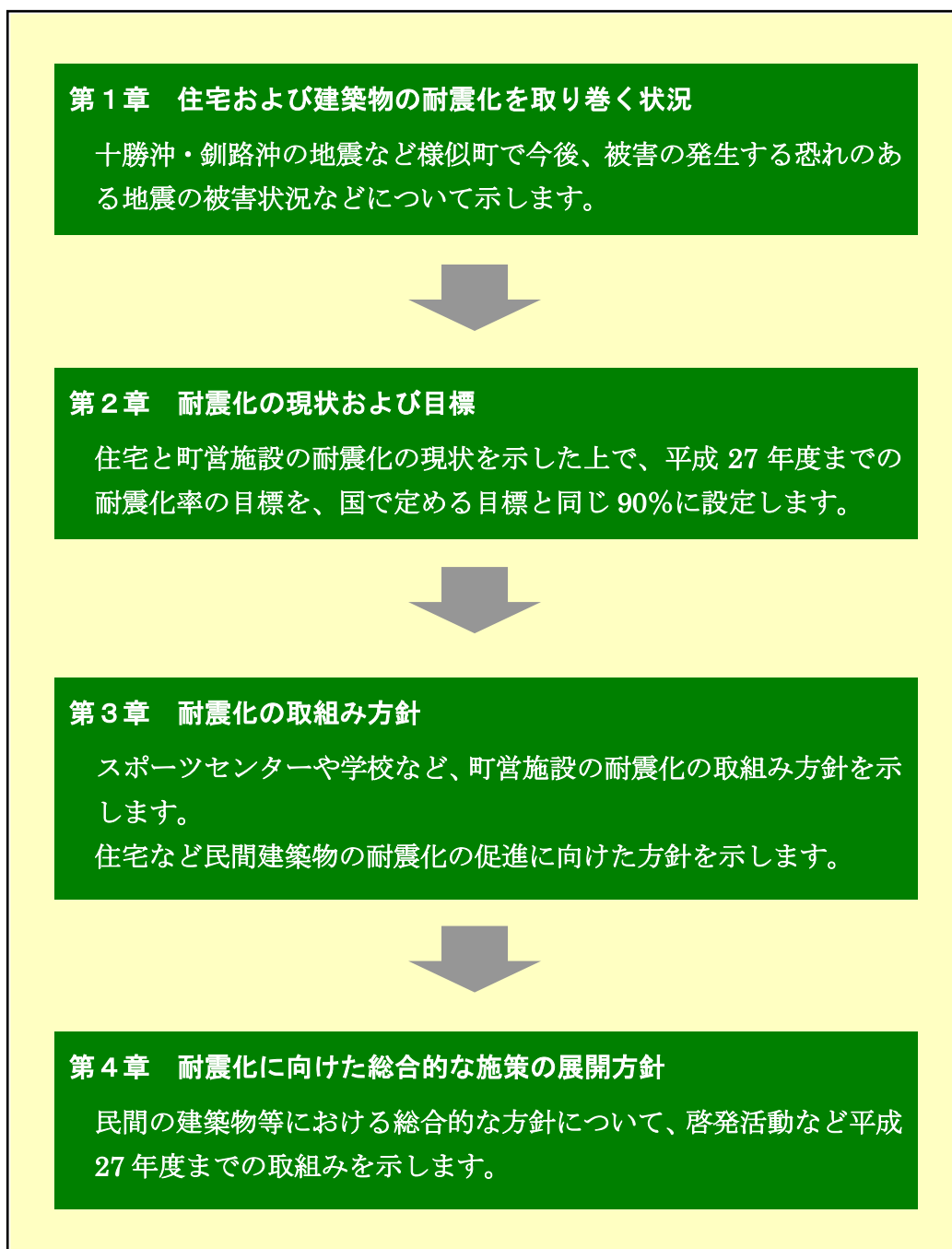
【図 0-2 対象建物の分類】

【表 0-2 「不特定多数の者が利用する町営施設等」及び「その他の町営施設」の主な用途】

種類	主な用途
不特定多数の者が利用する町営施設等	役場庁舎、公民館、地域の集会施設、デイサービスセンター、保育所、幼稚園、図書館、体育館、 など
その他の町営施設	公営住宅、町営住宅

5. 本計画の構成について

本計画は、次のとおり全体で4つの章により構成されています。



第 1 章 住宅及び建築物の耐震化を取り巻く状況

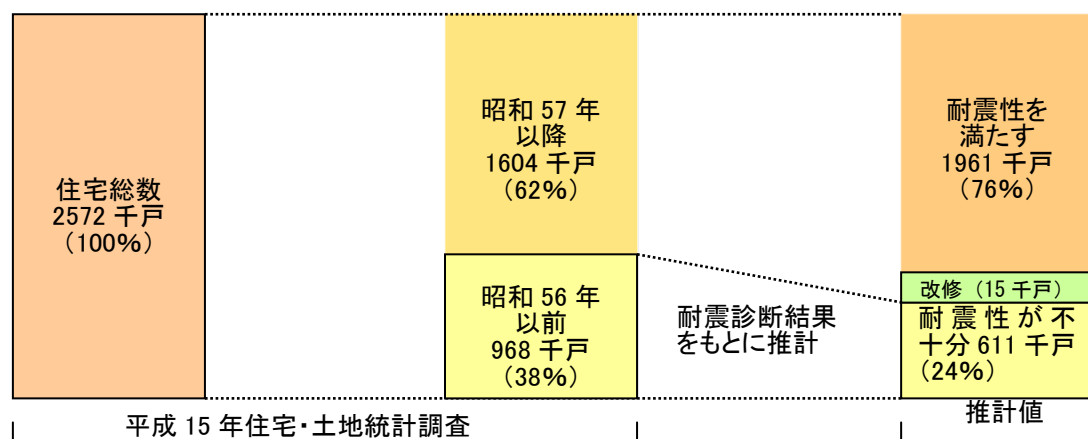
1. 北海道における想定地震による建物被害

- 昭和 56 年以前に建築された建築物の約 70%は、阪神・淡路大震災において小破以上の被害を受け、死亡者のほとんどは、建築物や家具の倒壊によるものと考えられています。
- 北海道では、他の地方と比べて明治より前の地震の資料がきわめて少ないため、他の地方ほど詳しく地震活動の特徴を把握できていないことから、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性があることに特に留意する必要があります。
- 様似町に被害を及ぼすと考えられる地震としては、既往の地震経験及び地震研究と中央防災会議の専門調査会で、平成 18 年 1 月に想定されたものより、日高中部の地震、十勝沖・釧路沖の地震及び全国どこでも起こりうる直下の地震の 3 つの地震を想定することができます。

北海道による想定では、想定される地震により下表に示す建物被害が発生する恐れがあるとされています。

特に、様似町に被害をもたらすと想定されている日高中部地震、十勝沖・釧路沖の地震では、大きな被害の発生が予測されています。

北海道耐震改修促進計画によると、平成 15 年の住宅・土地統計調査の結果から、全道の住宅（持ち家）の耐震化率を推計すると、およそ 76%とされています。



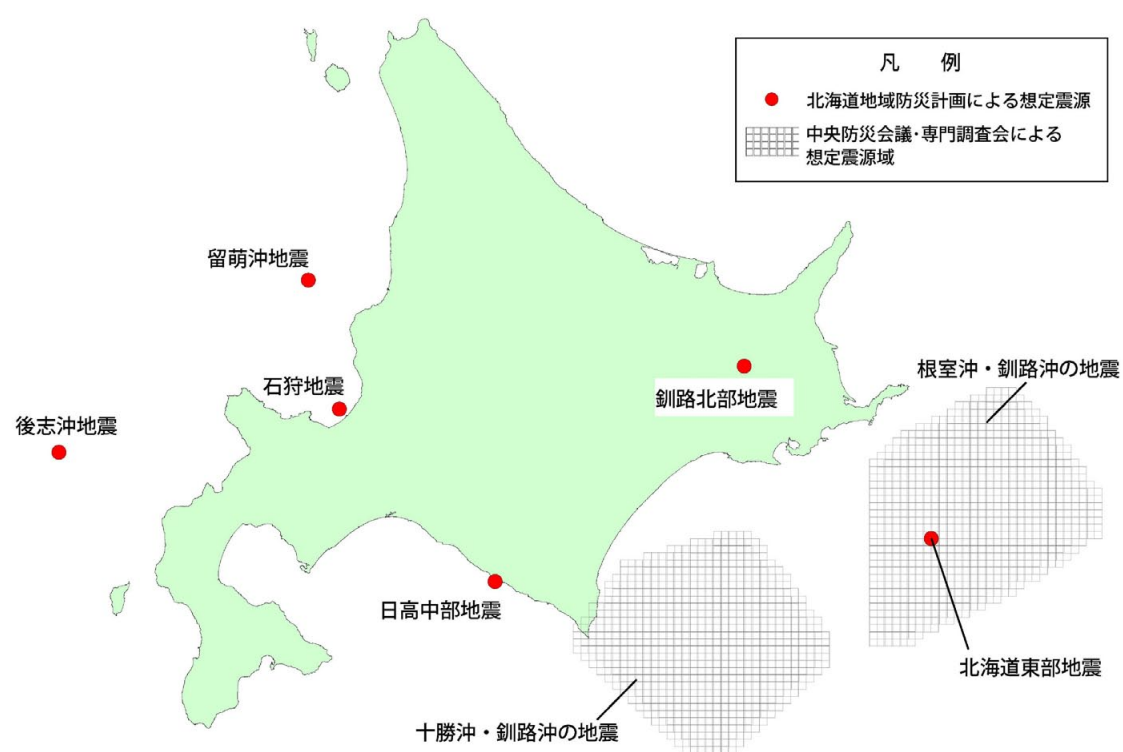
資料：北海道耐震改修促進計画

【図 1-1 全道の住宅の耐震化率の推計値】

【表 1-1 想定地震による全道の建物被害予測】

地震の種類	規模	建物被害					
		木造		非木造		総計	
		全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数
石狩地震	M6.75	421	5,685	54	622	475	6,307
北海道東部地震	M8.25	1	49	0	13	1	62
釧路北部地震	M6.5	16	201	4	32	20	233
日高中部地震	M7.25	763	3,928	37	200	800	4,138
留萌沖地震	M7.0	0	1	0	0	0	1
後志沖地震	M7.75	0	0	0	0	0	0
十勝沖・釧路沖の地震	M8.2	1,807	12,283	128	824	1,935	13,107
根室沖・釧路沖の地震	M8.3	48	853	9	119	57	972

資料：北海道耐震改修促進計画



【図 1-2 北海道・中央防災会議の想定地震の位置】

2. 様似町における想定地震による被害想定

様似町の建物と人口のデータを用い、北海道による被害算定式を用いて、被害を想定すると下表に示すようになります。

最も被害規模が大きくなるのは、全国どこでもおこりうるとされている直下の地震になります。

また、十勝沖・釧路沖の地震においてもほぼ同等の被害をもたらすと想定されます。

この二つの地震では、建物のおよそ 1 / 4 が全壊や半壊などの被害を受け、死傷者・負傷者も合わせて 100 名程度に達し、様似町住民の 50 人に 1 人くらいが死傷するという予測となり、甚大な被害が起こる恐れが強いものと考えられます。

このため、早急に建物の耐震化に取り組み安全・安心な地域づくりに取り組む必要があります。

【表 1-2 様似町の地震被害の想定】

(建物被害棟数)

地震の種類	木造（棟）			非木造（棟）			建物合計（棟）		
	全壊	半壊	全半壊計	全壊	半壊	全半壊計	全壊	半壊	全半壊計
直下の地震	320.4	617.2	937.6	4.1	11.4	15.5	324.5	628.6	953.1
十勝沖・釧路沖の地震	246.3	575.3	821.6	3.3	10.1	13.4	249.6	586.0	835.6
日高中部地震	1.2	38.4	39.6	0.0	0.8	0.8	1.2	39.1	40.3

(人的被害)

地震の種類	死者数 (人)	負傷者数（人）			合計 (人)	備考
		重傷者 数	軽傷者 数	負傷者 数		
直下の地震	3.3	5.2	90.2	95.4	98.7	平成 17 年人口 5,711 人の約 1.7%に相当
十勝沖・釧路沖の地震	2.6	5.5	95.4	100.9	103.5	平成 17 年人口 5,711 人の約 1.8%に相当
日高中部地震	0.1	0.6	5.0	5.6	5.7	

第2章 耐震化の現状および目標

1. 耐震化の現状

○様似町では、建築基準法の新耐震基準の定められた昭和56年以前の建物が木造、非木造建物に多く、耐震化が急がれる状況です。

○町営の施設でも、小・中学校、スポーツセンターなど、地域防災計画で避難場所として位置づけられている建物で、耐震改修が必要と想定される建物があり、耐震化を促進することが必要な状況です。

(1) 建物の耐震化の現状

木造建物のおよそ60%、非木造建物のおよそ70%が、新耐震基準に改正された建築基準法の施行以前の建物で占められています。

特に、昭和56年以前の非木造の建物は、耐震性に乏しいケースが多いとされ、耐震化を進めることが求められます。

【表2-1 木造建築物の建設年度】

昭和36年以前の建物数	昭和37年から昭和55年の建物数	昭和56年以降の建物数	合計
298戸	1,050戸	942戸	2,290戸
13.0%	45.9%	41.1%	100.0%

注：様似町の資料による

【表2-2 非木造建築物の建設年度】

昭和46年以前の建物数	昭和47年から昭和55年の建物数	昭和56年以降の建物数	合計
76戸	15戸	35戸	126戸
60.3%	11.9%	27.8%	100.0%

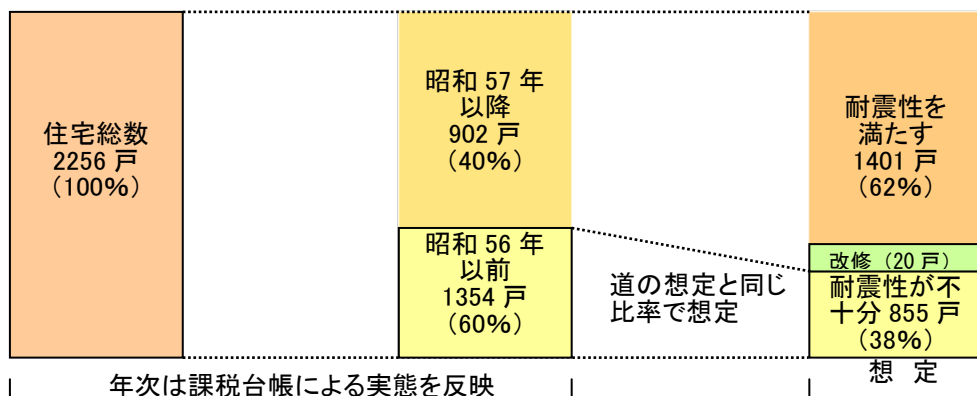
注：様似町の資料による

平成17年度の国勢調査による間借を除く「住宅に住む世帯数」をもとに、北海道の耐震改修促進計画に習って、様似町の住宅の耐震化の状況を推定すると次頁以降に示すようになります。

①昭和 56 年以前に建設された住宅の 35.3%で耐震性を満たすと想定した場合

北海道の耐震改修促進計画では、昭和 56 年以前に建設された住宅の 35.3%で耐震性を満たすと想定し、現況の耐震化率を求めています。

同様に想定し、様似町の住宅の耐震性を推定すると、約 850 戸で耐震性が不足するという結果になります。



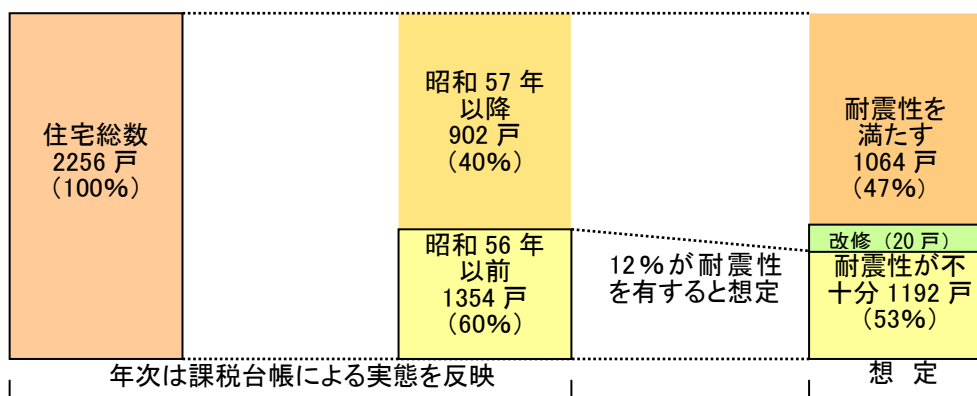
注-1：様似町の課税台帳資料による

注-2：和 56 年以前の建物の耐震改修の比率を 1.5%と想定

【図 2-1 様似町の住宅の耐震化率の想定 (その 1)】

②昭和 56 年以前に建設された住宅の 12%で耐震性を満たすと想定した場合

北海道の耐震改修促進計画では、昭和 56 年以前の住宅のうち、マンションタイプで 89%、戸建タイプで 12%が耐震性を有するという前提になっていることから、マンションタイプの住宅がないと仮定すると、約 1,190 戸、半数ほどの住宅で耐震性が不十分という結果になります。



注-1：様似町の課税台帳資料による

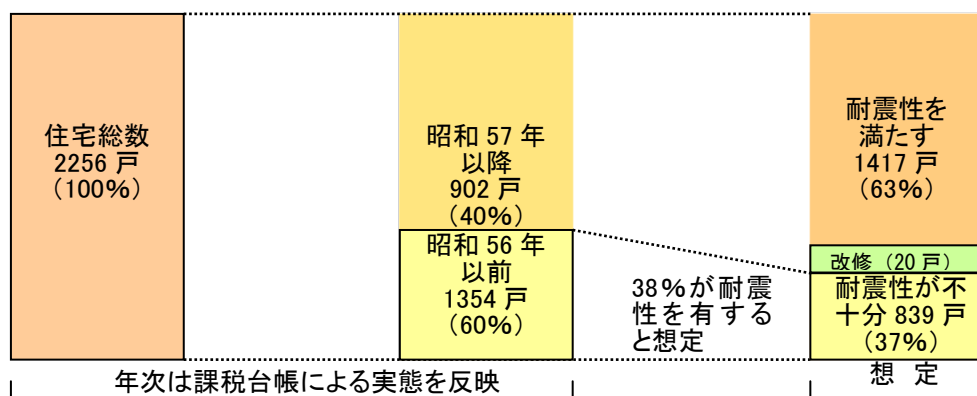
注-2：昭和 56 年以前の建物の耐震改修の比率を 1.5%と想定

【図 2-2 様似町の住宅の耐震化率の想定 (その 2)】

③昭和 56 年以前に建設された住宅の 38%が耐震性を満たすと想定した場合

北海道による戸建木造住宅 40 戸を対象とした耐震診断結果では、昭和 56 年以前の住宅のうち、38%で耐震性を満たすというデータがあります。

この結果に即して想定すると、①の場合とほぼ同様に約 840 戸で耐震性が不十分という結果になります。



注-1：様似町の課税台帳資料による

注-2 昭和 56 年以前の建物の耐震改修の比率を 1.5%と想定

【図 2-3 様似町の住宅の耐震化率の想定（その 3）】

以上をまとめると、様似町では住宅の 40～50%、戸数では約 840 戸から約 1,190 戸の住宅で耐震性が不十分な可能性があり、地震災害に備えるためには着実に住宅の耐震化を進めることが必要になっています。

【表 2-3 様似町の住宅の耐震化率の想定】

想定ケース	耐震性が不十分と想定される住宅数
①昭和 56 年以前に建設された住宅の 35.3%で耐震性を満たすと想定した場合	約 850 戸 (38%)
②昭和 56 年以前に建設された住宅の 12%で耐震性を満たすと想定した場合	約 1,190 戸 (53%)
③昭和 56 年以前に建設された住宅の 38%で耐震性を満たすと想定した場合	約 840 戸 (37%)

注：カッコ内は住宅全体に占める比率（%）。

【表 2-4 平成 17 年度国勢調査による様似町の住宅に住む世帯数】

住宅等の種別		世帯数 (世帯)	構成比 (%)	備考
住宅	持ち家	1542	67.6	
	公営住宅	334	14.6	
	民間借家	198	8.7	
	給与住宅	182	8.0	
	小計	2256	98.9	
間借		25	1.1	
合計		2281	100.0	住宅に住む 世帯数

資料：平成 17 年度国勢調査

(2) 町営施設の耐震化の現状

様似町の地震防災上重要な町営施設等のうち、地域防災計画で避難場所として位置づけられている学校、スポーツセンターなど大規模施設について、耐震診断とそれにもとづく耐震改修を計画的に行うことが必要な状況になっています。

全 32 施設のうち 30 施設が地域防災計画の中で避難場所に位置づけられ、10 施設、約 1/3 は昭和 57 年以降に建設された、耐震性を有していると想定される施設となっています。

しかし、昭和 56 年以前に建築された約 2/3 の施設は、耐震診断など耐震化に向けた取組が今後必要な状況です。

【表 2-5 地震防災上重要施設等と耐震化状況（その 1）】

施設名	住所	建設年度	耐震化	耐震化対応		備考
				耐震診断	耐震改修	
役場庁舎	大通1丁目21	昭和 60 年度	済			
日高東部消防組合様似支署	会所町56		未	未	未	
鵜苫小学校	鵜苫	昭和 28 年度	未	未	未	避難所指定
鵜苫住民センター	字鵜苫	昭和 56 年度	未	未	未	避難所指定
西様似畜産センター	字西様似	昭和 57 年度	未	未	未	避難所指定
西町生活館	西町	平成 8 年度	済			避難所指定
西町第2会館	西町	昭和 43 年度	未	未	未	避難所指定
港町生活館	港町3	昭和 44 年度	未	未	未	避難所指定
本町2丁目会館	本町2丁目	昭和 48 年度	未	未	未	避難所指定
漁村センター	本町3丁目41	昭和 57 年度	未	未	未	避難所指定
栄町生活館	栄町	昭和 45 年度	未	未	未	避難所指定
栄町ふれあいセンター	栄町191-1	平成 4 年度	済			避難所指定
様似小学校	栄町215	昭和 44 年度～	未	未	未	避難所指定

資料：様似町地域防災計画

注：印の施設は、昭和 57 年以降に建設された耐震性を有していると想定される施設

【表 2-5 地震防災上重要施設等と耐震化状況（その2）】

施設名	住所	建設年度	耐震化	耐震化対応		備考
				耐震診断	耐震改修	
スポーツセンター	大通1丁目21	昭和 46 年度	未	未	未	避難所指定
中央公民館	大通1丁目21	昭和 51・平成 6 年度	未	未	未	避難所指定
生涯スポーツ研修センター	大通1丁目	昭和 49 年度	未	未	未	避難所指定
東 様 似 生 活 館	大通2丁目2	平成 6 年度	済			避難所指定
保 健 福 祉 セ ン ター	大通2丁目	平成 12・13 年度	済			避難所指定
大通公住会館	大通1丁目	昭和 42 年度	未	未	未	避難所指定
むつみ会館	大通2丁目	昭和 42 年度	未	未	未	避難所指定
日本電工会館	大通3丁目		未	未	未	避難所指定
あすなろ幼稚園	錦町1-1	平成 7 年度	済			避難所指定
おおぞら保育園	錦町1-1	平成 5 年度	済			避難所指定
緑町生活館	緑町	昭和 46 年度	未	未	未	避難所指定
様似中学校	朝日丘46	昭和 28 年度～	未	未	未	避難所指定
岡田生活館	字岡田	昭和 43 年度	未	未	未	避難所指定
田代研修センター	字田代	昭和 63 年度	済			避難所指定
交流促進施設アポイ山荘	字平宇479-7	平成 8 年度	済			避難所指定
平宇生活館	字平宇	昭和 40 年度	未	未	未	避難所指定
東平宇生活館	字平宇	昭和 48 年度	未	未	未	避難所指定
冬島生活改善センター	字冬島30	昭和 49 年度	未	未	未	避難所指定
幌満コミュニティセンター	字幌満	昭和 35 年度～	未	未	未	避難所指定
旭生活館	字旭	平成 9 年度	済			避難所指定

資料：様似町地域防災計画

注：印の施設は、昭和 57 年以降に建設された耐震性を有していると想定される施設

2. 耐震化の基本方針

- 本計画では、国の定める指針に基づき、平成 27 年までに 9 割の建築物を耐震化することを目標とします。
- 様似町の所有する建築物のうち、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に掲げられている「特定公共建築物」で昭和 56 年以前に建設された施設については、速やかに耐震診断を行うとともに、結果の公表に取り組みます。
- 耐震診断の結果、耐震化の必要な建築物については、個々の状況に応じて、建て替え、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、計画的な耐震化に努めます。

【国の定める目標の方針】

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約 75%を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標とする。

3. 耐震化の目標

- 本計画では、建物被害を軽減するため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国の定める指針に基づき、平成 27 年までに住宅及び特定建築物の 9 割の建物を耐震化することを目標とします。
- 耐震化の促進には耐震診断の実施が欠かせないことから、目標達成のために必要な耐震改修戸数または棟数以上の耐震診断の早期実施を図る必要があります。
- 目標の達成状況を、計画策定後 5 年経過時に検証します。
- 様似町が所有する公共建築物については、防災上の位置づけや市街地内の立地条件などから優先順位をつけ、速やかに耐震診断を行います。また、その結果の公表に取り組み、施設を利用する住民に対して耐震性能に関する周知を図ります。

住宅及び多数の者が利用する建築物に関しては、耐震化に向けて国が基本的な方針を定めており、様似町ではこの国の方針に即して目標の設定を行います。

また、耐震改修に向けた取組みの第一歩として耐震診断が重要なことから、その早期実施を進めます。

特に、町の管理する施設について、優先順位を設定の上、速やかに耐震診断を実施し、耐震改修など必要な措置を講じることとします。

第 3 章 耐震化の取組み方針

1. 町営施設における耐震化の取組み方針

- 不特定多数の者が利用する施設のうち、地域防災計画で避難場所として位置づけられているスポーツセンターの耐震診断、耐震改修を重点的に進めます。
- 地域防災計画で避難場所に位置づけられている、様似小学校、様似中学校について、耐震診断、耐震改修を進めます。

(1) 不特定多数の者が利用する町営施設等

不特定多数の者が利用するスポーツセンターについて、国の住宅・建築物耐震改修等事業などを活用して耐震診断を推進し、平成 27 年度までに重点的に耐震化に努めます。

(2) その他の町営施設

様似小学校、様似中学校などに関しても、安全・安心な学校づくり交付金事業など、国の支援制度を活用しつつ、平成 27 年度までに耐震化を図ります。

また、これら以外の小規模な集会施設等についても、避難場所に位置づけられている施設について優先順位を定め、耐震診断、改修に計画的に取り組めます。

一方、様似町では 13 団地、356 戸の公営住宅が建設されていますが、多くが昭和 56 年以前に建設された住宅となっています。

耐震性だけでなく、住環境水準も課題が多いものと想定されることから、地域住宅計画にもとづいて住宅ストックの有効活用を図るとともに、耐震診断を計画的に実施し、耐震性に乏しい住宅の改修、建替えなどを進めます。

【表 3-1 公営住宅の状況】

団地名	戸数	建設年度	団地名	戸数	建設年度
鵜苫第 1	8	昭和 63 年	大通第 2	36	平成 4 年～6 年
鵜苫第 2	8	昭和 50 年 53 年	錦町	24	昭和 59 年～61 年
西町第 1	54	昭和 37 年、45 年 平成元年～3 年	平宇	22	昭和 44 年～45 年
西町第 2	58	昭和 39 年～44 年	アポイ	4	昭和 55 年
港町	12(特 公賃 4)	平成 12 年	幌満	4	昭和 34 年
栄町	32	昭和 47 年～48 年 昭和 50 年、52 年	旭	8	昭和 47～48 年
大通第 1	86	昭和 54 年、57 年～59 年 平成 9 年～11 年	合計	356	

資料：様似町統計書（平成 17 年 4 月 1 日現在）

：昭和 56 年以前に建設された住宅のある団地。

2. 民間の建築物における耐震化の取組み方針

○北海道との協力により、耐震化を促進するため、相談体制の整備や建物所有者の負担軽減、地震防災マップや普及パンフレットの作成、耐震診断・改修を担う専門家の技術力向上や耐震改修構法の技術開発などの施策を進めます。

(1) 総合的な取り組み

様似町は、民間の建築物の耐震化を進めるため、①耐震化に向けた町民の意識啓発、②北海道との協力による建築物所有者への助言、指導、③耐震改修に関わる支援制度の情報提供など、施策を総合的に進めます。



【図 3-1 民間施設の耐震化に向けた取組み方針】

(2) 耐震診断、耐震改修に関する基本的な考え方

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

一方、個々の住宅や建築物は地域を構成する社会資本であり、その耐震性が向上することは災害に強いまちづくりを行う上で不可欠になります。このため、様似町は耐震診断および耐震改修を促進するために必要な情報提供を行います。

(3) 耐震化を進める必要のある住宅戸数

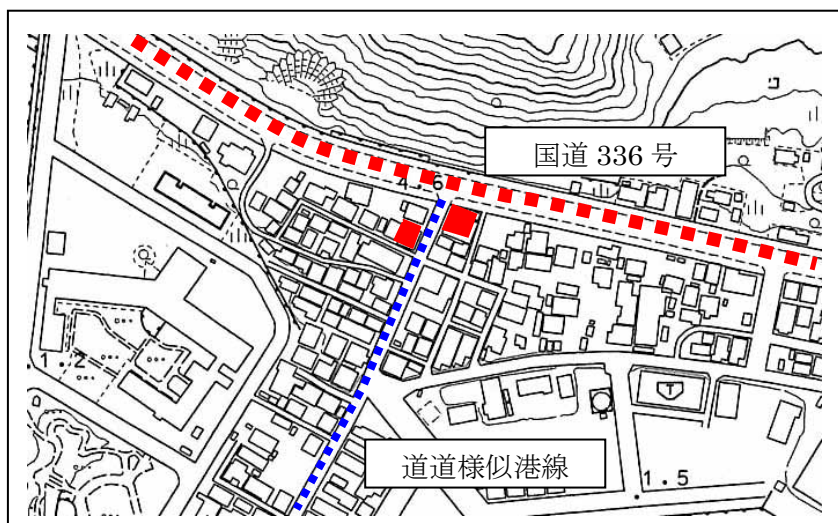
現在の住宅数を、2,256 戸と仮定し、このうち、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を満たすと推定される住宅数を、北海道の耐震改修促進計画を参考に想定すると、町全体でおよそ 1,060 戸～1,400 戸（改修総定数 20 戸を含む）になります。

耐震性に乏しい住宅数は、およそ 840 戸～1,200 戸と想定され、住宅全体の耐震化率を平成 27 までに 90%とする目標の達成には、約 970 戸～約 630 戸の住宅の耐震改修を進めることが必要になります。

(4) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化の促進

様似町では、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、地域防災計画に位置づけられた幹線避難路及び道道様似港線が指定されています。

このうち、道道様似港線沿道の2軒の建築物が、耐震改修法第6条第1項第3号に該当する特定建築物の可能性があります、所有者の理解と協力を得ながら、早期の耐震改修を促すよう努めます。



【図 3-2 閉塞のおそれのある建物】



【図 3-3 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路】

第4章 耐震化に向けた総合的な施策の展開方針

1. 耐震化に係る啓発活動

- 町民の地震災害に対する意識啓発を図るため、町は地域の地震の危険度を周知します。
- 相談体制を整備するとともに、パンフレットやホームページなどにより情報提供を行います。
- 住宅リフォーム相談などと連携し、耐震改修の必要性について町民に説明します。
- 商店街や町内会など、住民の地震対策の支援を行います。

(1) 地震の危険性の周知

建築物等の所有者の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震による家屋や身体の危険性の程度を記載した地震防災マップを作成し、公表します。

また、北海道の作成する、住宅の耐震診断手法や耐震改修構法などを解説した普及啓発パンフレットの配布・普及に取り組みます。

一方、北海道の実施する住宅の性能向上リフォームの普及とあわせた一般向けリフォームセミナーの開催を後援します。

さらに、地震防災マップやパンフレット等の活用による町内会等地域単位での地震防災対策の啓発・普及活動を図るための情報を提供します。

(2) 相談体制整備

町全体の住宅や建築物の耐震化を着実に進めるには、町民が日常的に気軽に相談できる環境づくりが必要です。

このため、耐震診断・改修に関して、きめ細かな相談対応が可能な相談窓口を設置します。

また、相談窓口では、耐震診断、改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談など、住宅・住環境に関する総合的な相談に対応できるよう取り組みます。

（３）耐震化に関わる情報の提供

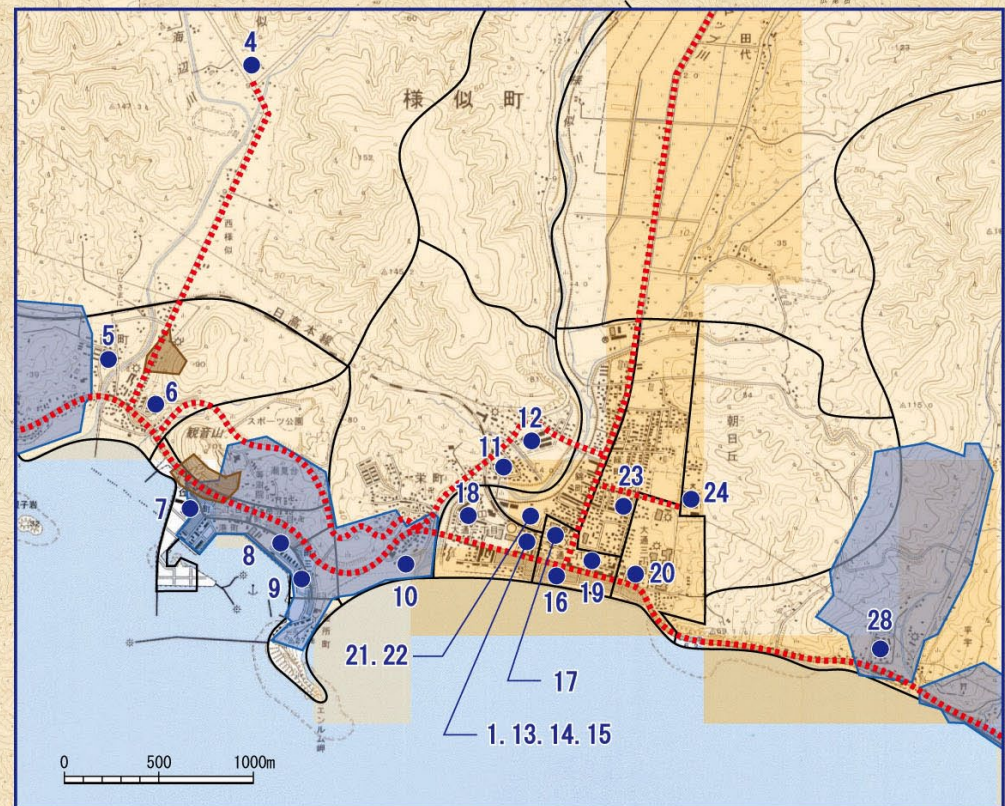
北海道では、財団法人北海道建築指導センター内に「北の住まい情報プラザ」を設けるとともに、インターネットによる住まいに関するポータルサイト「Do 住まい」を活用し、住宅・建築物所有者等や建築技術者ニーズに的確に対応した耐震診断・改修に係る情報提供を図っています。

様似町では、こうした北海道の取り組みと連携し、相談窓口などを通じて、地震防災パンフレット等普及啓発ツールの配布を行うなど、住宅・住環境に関する情報の提供を行います。

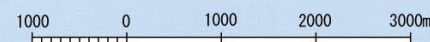
この「揺れやすさマップ」は、様似町で想定される「十勝沖・釧路沖の地震」、「日高中部地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」の中から、最も揺れが大きくなると考えられる「直下の地震」を想定して作成しています。

地震の揺れの大きさを計算する単位としては一片を 500mとしたメッシュを用いています。

この地図をご覧になって、地震の際にご自分の家やお勤めの場所、良く通る道などの揺れの大きさがどの位になるのかを確認し、安全確保について考えてみましょう。



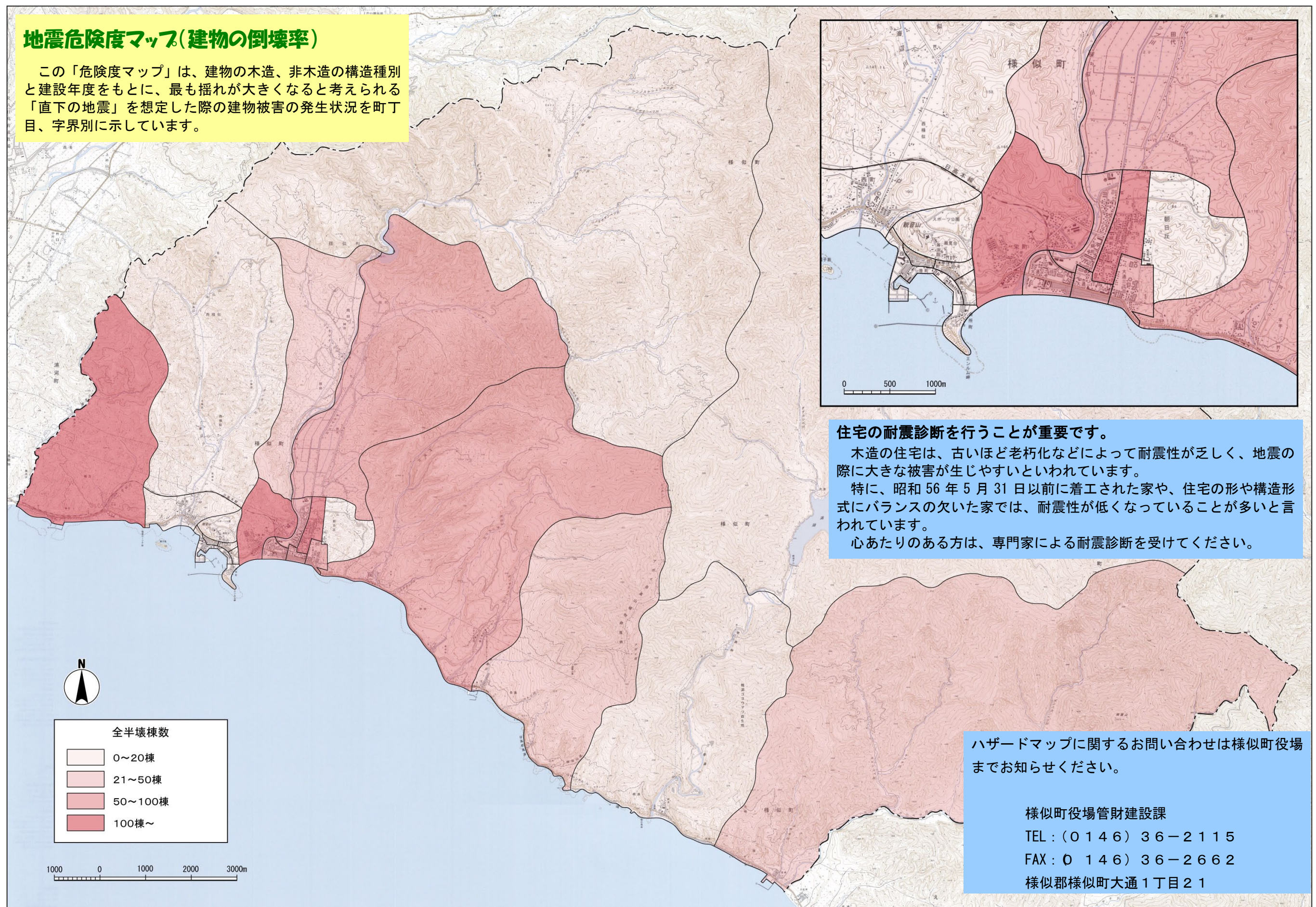
凡 例	
	震度6強
	震度6弱
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所
	避難場所
	避難路



避 難 場 所		
1	役場庁舎	17 保健福祉センター
2	鵜苫小学校	18 大通公住会館
3	鵜苫住民センター	19 むつみ会館
4	西様似畜産センター	20 日本電工会館
5	西町生活館	21 あすなろ幼稚園
6	西町第2会館	22 おおぞら保育園
7	港町生活館	23 緑町生活館
8	本町2丁目会館	24 様似中学校
9	漁村センター	25 岡田生活館
10	栄町生活館	26 田代研修センター
11	栄町ふれあいセンター	27 交流促進施設アポイ山荘
12	様似小学校	28 平宇生活館
13	スポーツセンター	29 東平宇生活館
14	中央公民館	30 冬島生活改善センター
15	生涯スポーツ研修センター	31 幌満コミュニティセンター
16	東様似生活館	32 旭生活館

地震危険度マップ(建物の倒壊率)

この「危険度マップ」は、建物の木造、非木造の構造種別と建設年度をもとに、最も揺れが大きくなると考えられる「直下の地震」を想定した際の建物被害の発生状況を町丁目、字界別に示しています。



住宅の耐震診断を行うことが重要です。

木造の住宅は、古いほど老朽化などによって耐震性が乏しく、地震の際に大きな被害が生じやすいといわれています。

特に、昭和56年5月31日以前に着工された家や、住宅の形や構造形式にバランスの欠いた家では、耐震性が低くなっていることが多いといわれています。

心あたりのある方は、専門家による耐震診断を受けてください。

ハザードマップに関するお問い合わせは様似町役場までお知らせください。

様似町役場管財建設課

TEL：(0146) 36-2115

FAX：0146) 36-2662

様似郡様似町大通1丁目21

2. 総合的な安全対策など関連施策の推進

○様似町は、敷地の崩壊や落下物対策などを進め、地震時の総合的な安全対策に取り組めます。

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

このため、様似町は北海道と協力し、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を進めます。

また、地震に伴う崖崩れ等による建築物被害を避けるため、がけ地などに近接する住宅を対象に、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等の活用を図り、敷地の安全対策を推進します。

様似町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月発行

〒259-8501 様似郡様似町大通 1 丁目 21

様似町役場

TEL : (0 1 4 6) 3 6 - 2 1 1 1

FAX : (0 1 4 6) 3 6 - 2 6 6 2